

【52】 相続人に対する生前贈与と遺留分減殺請求の落とし穴

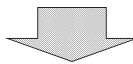
被相続人Aは、株式会社を設立して、その株式の全てを保有していたが、長期間にわたって赤字経営が続き、莫大な繰越損失を生じさせてしまったため、その保有する株式を全て長男Bに贈与し、会社経営をBに託した。その後、Bは同社の経営を立て直し、同贈与から約20年が経過した後に発生したAの相続では、めぼしい遺産がない中、上記株式の評価額は1億円に達した。そこで共同相続人である二男Cは、相続開始後、熟慮期間の経過を待たずして、Bに対して遺留分減殺請求権を行使した。Bはこの遺留分減殺請求に応じなければならないか。

POINT

- ・ 特別受益は常に遺留分減殺請求の対象となるのか
- ・ 特別受益を受けた相続人が相続放棄をした場合はどうなるのか

誤認例

AからBへの株式の贈与は特別受益に該当し、その評価は相続開始時を基準に判断されるため、Bは1億円の特別受益を得たものと解される。したがって、たとえ20年前の贈与であっても、1億円が遺留分算定の基礎財産に加算され、BはCからの遺留分減殺請求に常に応じざるを得ない立場に立つ。



本当は

最高裁平成10年3月24日判決を前提にすると、特別受益を受けた相続人であるからといって、必ずしも常に遺留分減殺請求に応じざるを得ないとは限らない。また、B

が相続を放棄すれば、遺留分減殺請求に応じなくて済む可能性がある。

解 説

1 特別受益とその評価時点

遺留分算定の基礎となる財産については、民法1044条が903条を準用することから、相続開始1年前であるか否かを問わず、また、損害を加えることの認識の有無を問わず、特別受益としての贈与も加算されると解されています。仮に特別受益について持戻し免除の意思表示がされていても同様です（最決平24・1・26判時2148・61）。そして、特別受益の評価は相続開始時を基準に判断されますので、本事例では、Bは1億円の特別受益を得たことになり、したがって、遺留分算定の基礎財産にも、この1億円が加算されることになり、誤認例もその限度では正しいものといえます。なお、改正民法（相続法）〔1年以内施行〕では1044条3項で「相続人に対する贈与についての第1項の規定の適用については、同項中「1年」とあるのは「10年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。」と定め、相続人に対する贈与について、遺留分算定の基礎財産となる範囲を明確化しています。

2 特別受益と遺留分減殺請求

しかしながら、特別受益を得た相続人に対して常に遺留分減殺請求が可能かという問題について、最高裁平成10年3月24日判決（民集52・2・433）は、「民法903条1項の定める相続人に対する贈与は、右贈与が相続開始よりも相当以前にされたものであって、その後の時の経過に伴う社会経済事情や相続人など関係人の個人的事情の変化をも考慮する

とき、減殺請求を認めることが右相続人に酷であるなどの特段の事情のない限り、同法1030条の定める要件を満たさないものであっても、遺留分減殺の対象となる」として、特別受益を受けた相続人であっても、一定の事情がある場合には、遺留分減殺請求の対象にならない場合があることを認めています。

本事例でも、赤字企業を立て直したBの約20年にわたる努力や他の相続人の状況如何により、Bは前掲最高裁判決が指摘する特段の事情の存在を主張して争うことが考えられます。

3 相続放棄をした場合

また、Bが相続放棄をした場合、その効果として相続人の地位を失うことになり、もはや相続人が受ける特別受益としての贈与という観点から贈与財産を遺留分算定の基礎財産に算入することはできませんので、この場合には、民法1030条（改正民法（相続法）1044条1項〔1年以内施行〕）により遺留分権利者に損害を加えることを知ってされた贈与に当たるか否かで処理するしかないと解されます。そして、かかる遺留分侵害の認識の判断基準時につき、前掲の最高裁判決の原審である仙台高裁平成9年7月18日判決（民集52・2・476）は、贈与時で判断すべきとしており、この判断については前掲の最高裁判決でも触れられることなく原審に破棄差戻しがされています。

したがって、Bが相続放棄をした場合には、Aから株式が贈与された時点ではこれが無価値であったことを主張立証することにより、遺留分権利者に損害を加える認識がなかったとして、同株式を遺留分算定の基礎財産に算入することを回避できると解されます。

なお、本事例で、仮にBがAから贈与を受けた株式以外にも遺留分減殺請求の対象となる贈与や遺贈を受けている場合は、Bが相続放棄をすると、Cの遺留分が増える結果、Cからの遺留分減殺請求も増えてしまう点に注意が必要です。

【65】 父の遺産分割における不公平を母の遺産分割で考慮できるのか？

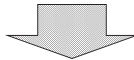
父が亡くなり、相続人である母、長男、長女、二女が遺産分割協議をしている。長男は、今回の遺産分割では、不動産は母が住んでいるので母が取得し、家業を継ぐ自分が不動産以外の全財産を取得したいと言っている。家を出た長女と二女は、将来、母の相続が生じたときには、母が住んでいる不動産を長女と二女が取得する旨約束してくれるのであれば、今回は長男の提案どおりの分割をしても構わないと考えている。このような約束は、母の相続の際に考慮されるか。

POINT

- ・父の遺産分割時にした将来の母の遺産分割に関する約束の効力
- ・父の遺産分割時の約束をできる限り確実に実現させるための方法とその限界

誤認例

父の遺産分割時に、今回の不公平は将来の母の相続の際に解消するという約束をしておけば、そのような約束があったことは、当然に母の相続の際に考慮される。



本当は

父の相続と母の相続は別事件であるので、父の遺産分割の不公平を母の相続の際に解消するという約束が、当然に母の相続の際に考慮されるとは限らない。

解 説

本事例のように、父の遺産分割で長男が多く取得したが、その代わりに母の遺産分割時に他の兄弟姉妹が多く取得すると約束して、両親の相続全体で辻褃を合わせようとする事例は意外に多く見受けられます。

しかし、このような約束があったとしても、母が何も遺言を残していないと、母の遺産分割の際に、長男から父の相続と母の相続は別事件であるから、そのような約束は法的には何の関係もないと主張され、遺産分割協議ないし調停がまとまらないということが起こりかねません。審判でこのような約束を実現するのも困難です。

また、長女と二女に全部相続させるという内容の母の遺言があったとしても、長男が遺留分減殺請求権を行使する可能性もあります。

そこで、父の遺産分割の際の約束を母の相続の際にできる限り確実に実現させるためには、まず、①父の遺産分割協議書において、当該約束が将来発生する母の相続の際に実現されることを条件としていることを明文化しておき、母の相続の際に約束が実現しない場合には、父の遺産分割協議を解除ないし錯誤無効とする余地を残しておくことが考えられます。

なお、錯誤無効(民95)は、改正民法(債権法)では、「取り消すことができる」となります(改正民(債権)95)。

また、②母にその旨の遺言を作成してもらう必要があります。できれば父の遺産分割協議ないし調停の成立までに作成してもらう方がよいでしょう。本事例のように、母から長女及び二女へ承継されるべき財産が特定されている場合には、遺言を作成してもらう代わりに、死因贈与契約(民554)を締結しておく方法もあります。

場合によっては、③長男に遺留分放棄の手続(民1043①、家事39・別表1百十・216①二)を執ってもらう必要もあります。

もっとも、母が一旦約束に沿った遺言を作成したとしても、その後

遺言が撤回された場合には、約束が実現されない可能性があります(民1022・1023)。死因贈与契約を締結しておく方法も、その後の遺言によって撤回可能であるという判例(東京地判平22・2・18(平20(ワ)14518)、東京地判平26・6・5(平23(ワ)41551・平24(ワ)24274・平24(ワ)29476・平24(ワ)29481))もあるので、必ずしも確実とはいえません。また、長男が遺留分放棄の手續を執ったとしても、後に事情変更による遺留分放棄の許可審判の取消し(家事78(家事審判法7、非訟事件手続法19))が認められることもあり得ます(ただし、《参考となる判例》の東京高決昭58・9・5判時1094・33、東京家審平2・2・13家月42・6・55等を参照)。したがって、本事例のような約束が実現されることを安易に期待するべきではありません。

《参考となる判例》

○死因贈与契約に対しては、遺贈に関する規定が準用されるものであり(民法554条)、遺言は、いつでもその撤回が可能なるものであるところ(民法1022条)、死因贈与契約もまた、贈与者の死後の財産に関する処分を行うものであって、これについては贈与者の最終意思を尊重するのが相当であるから、撤回の方式(遺言の撤回は遺言の方式によって行う)に関する部分を除き、前記遺言の規定が準用される。したがって、死因贈与契約は、原則としてこれを贈与者のみの意思をもって撤回することが可能というべきである。ただし、純然なる単独行為である遺贈の場合と異なり、死因贈与契約は、受贈者との契約によって成立するものであるから、贈与者の死後の財産処分につき、贈与者自身の最終意思を尊重する必要があるとはいっても、受贈者の取得する条件付き権利について、これを保護すべき正当な事由がある場合にまで、贈与者にその自由な撤回を許すべきであるとは認めがたく、当該契約に至った個別的事情を勘案し、契約締結の動機や背景、これらに照らして、当該死因贈与契約が実質的な負担付死因贈与と評価し得るような事情があるか否か、そして実質的な負担付贈与と解し得るような場合には、当該負担の履行の有無、程度や、

【86】 遺産分割で取得した土地の面積が不足していた場合はどうなるのか？

被相続人Aが死亡し、Aの遺産である甲土地（公簿面積500㎡）及び現預金5,000万円について、共同相続人である子B、Cが遺産分割協議を行った。甲土地は分割時の路線価図に基づき1㎡当たり30万円として1億5,000万円と評価した上で、Bが甲土地を、Cが現預金5,000万円をそれぞれ取得し、BがCに対し代償金5,000万円を支払う旨の協議が成立した。

ところがその後、甲土地の面積を測量したところ、実際には400㎡しかないことが判明した。BはCに対し、代償金の減額請求や損害賠償請求、遺産分割協議の解除をすることができるか。

POINT

- ・土地の面積不足が数量に関する契約不適合に当たるか
- ・数量不足の場合の買主救済規定が不動産を対象とする遺産分割に準用される場合は限定される
- ・請求の具体的内容（代金減額請求、解除、損害賠償請求）

誤認例

Bは、甲土地の実測面積が公簿面積よりも不足している以上、当然に、共同相続人間の担保責任（民911）に基づき、Cに対し代償金の減額請求（改正民（債権）563）や損害賠償請求、遺産分割協議の解除（改正民（債権）564）等を行うことができる。



本当は	B及びCが、単に公簿面積に路線価図における1㎡当たりの単価を乗じて算出した金額を一応の標準として、甲土地の価額を全体として評価したにすぎない場合は、代償金の減額請求等は認められない。
------------	---

解 説

1 共同相続人間の担保責任

遺産分割によってある相続人が取得した財産に瑕疵があれば、各共同相続人間に不公平が生じます。そこで、民法は、この遺産分割後の不公平を除去するため、各共同相続人が他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じた担保責任を負担することと規定しています（民911）。

本事例では、土地の面積が不足しているということなので、改正民法（債権法）562条ないし564条が定める契約不適合の場合における買主救済の規定の準用が問題となります。

2 土地の面積不足が改正民法（債権法）562条1項の「数量に関して契約の内容に適合しない」に当たるか

民法565条にいう数量指示売買について、判例上、土地の売買においては、一定の面積があることを契約の基礎として、面積に単価を乗じて代金額が算定された場合には、数量指示売買に当たる（最判平13・11・22判時1772・49参照）が、目的物を特定表示するために公簿面積が記載されたにすぎないような場合は、「当事者において目的物の実際に有する数量を確保する」目的に出たものとは考えられないので、数量指示売買には当たらないとされています（最判昭43・8・20判時531・27）。

また、売買の対象である土地の面積が表示され、その表示を基礎として代金額が決定された場合であっても、当事者が土地を全体として評価して、土地の面積を一応の標準として、そのような算定方法を用いたにすぎないときには、やはり「当事者において目的物の実際に有する数量を確保する」目的に出たものとはいえないので、数量指示売買には当たらないとされています（東京地判昭50・5・14判時798・59等参照）。

これらの民法の判例は、改正民法（債権法）562条1項の「数量に関して契約の内容に適合しない」といえるか否かの判断にもそのまま当てはまるものと思われます。

3 改正民法（債権法）562条ないし564条の買主救済規定が不動産を対象とする遺産分割に準用される場合

遺産分割協議書に公簿面積が記載されていても、その記載は、不動産を特定するためのものであることが多いと思われます。また、1坪とか1㎡当たりの単価を設定し、その単価に面積を乗じて求めた不動産価額を基準として遺産分割をした場合でも、それは当該不動産を全体として評価し、表示された面積を一応の標準として、当該不動産を取得する相続人の取得価額を算定するための目的に出たものであって、「当事者において目的物の実際に有する数量を確保する」目的に出たものとはいえないことが多いでしょう。

不動産を対象とする遺産分割に改正民法（債権法）562条ないし564条が準用されるのは、当該土地の実測面積が公簿面積と一致するとの認識の下で、単位面積当たりの単価が当事者間の合意に基づき設定され、設定された単価に公簿面積を乗じて不動産価額を算定する前提で、遺産分割協議書に公簿面積が表示され、その価額を基に代償金の額や他の相続人が取得すべき財産の価額が定められたというような事情が認められる場合に限られるでしょう。

本事例でも、改正民法（債権法）562条ないし564条が準用されるのは、B及びCが、甲土地の実測面積が公簿面積と一致するものと認識して、路線価図における1㎡当たりの単価をBとCの合意で設定し、その単価に公簿面積を乗じて甲土地の価額を算定する前提で、遺産分割協議書に甲土地の公簿面積を表示し、算定された甲土地の価額を基にBがCに対して支払うべき代償金の額を定めたような場合に限られ、公簿面積に路線価図における1㎡当たりの単価を乗じて算出した金額を一応の標準として甲土地の価額を全体として評価し、代償金の定めを設けたにすぎない場合は、これらの条文の準用は認められないものと考えられます。

4 請求の内容

不動産を対象とする遺産分割に改正民法（債権法）562条ないし564条の準用が認められる場合、当該不動産を取得した相続人は、他の共同相続人に対し、以下のような請求をすることが考えられます。

(1) 代金減額請求

債務負担による分割方法＝代償分割（家事195）が採られた場合には、不足分の割合に応じて他の共同相続人に支払う代償金額の減額を求めることができます（改正民（債権）563①）。この場合、不足分の引渡しによる履行の追完は不能ですので、履行の追完の催告は不要です（改正民（債権）563②一）。

なお、民法911条の担保責任は、各共同相続人が「その相続分に応じて」負担するものとされていますので、減額請求権を行使した相続人自身も、その相続分に応じて数量不足分を負担することになります。

本事例では、遺産分割でBが取得することとなった甲土地の面積は実際には400㎡しかなく、評価額にして30万円×100㎡＝3,000万円分の不足があったこととなりますので、BはCに対して3,000万円×1/2＝1,500万円の減額請求権を有することになります。

(2) 解除

判例は、民法541条に基づく遺産分割協議の解除を否定しています（最判平元・2・9判時1308・118）が、相続人が取得した不動産の面積不足の程度が重大で、そのために遺産分割の目的を達することができない場合には、遺産分割協議の解除（改正民（債権）564・541・542）を認めるべきでしょう。

本事例においては、Bが取得した甲土地の面積が公簿面積よりも100㎡狭かったことにより、遺産分割の目的を達することができないという事情が認められる場合には、遺産分割協議の解除が認められます（改正民（債権）564・541・542）。

(3) 損害賠償請求

民法565条において準用する563条3項にいう「損害」については、売主の担保責任の法的性質と関連して、信託利益に限られるのか履行利益まで含まれるのかが争われていましたが、改正民法（債権法）564条は、契約不適合の場合の買主の損害賠償請求は債務不履行に基づく損害賠償請求（改正民（債権）415）であることを明記しましたので、改正民法（債権法）564条の「損害」には履行利益まで含まれ得るものと解されます。したがって、今後は、「土地の面積の表示が売買契約を達成する上で特段の意味を有する」とはいえない場合（最判昭57・1・21判時1030・34参照）であっても、履行利益の損害賠償請求が認められる可能性があります。ただし、面積不足について売主に帰責事由がない場合には買主の損害賠償請求は認められません（改正民（債権）415①ただし書）。

不動産を対象とする遺産分割協議に当てはめると、当該土地を取得した相続人は、遺産分割協議書で表示された面積と実測面積とが異なっていたことについて帰責事由のある他の共同相続人に対して、当該土地が表示どおりの面積を有したとすれば当該土地を取得した相続人

が得たであろう利益について賠償を請求することができることになり
ます。

本事例においては、甲土地の実測面積が遺産分割協議書に記載された
面積と異なることについて、Cに帰責事由が認められる場合は、B
はCに対し、甲土地が遺産分割協議書において表示された面積を有し
たとすればBが得たであろう利益につき、その相続分に応じて賠償請
求することができますが、Cに帰責事由が認められない場合には損害
賠償請求はできません。

《参考となる判例》

○民法565条にいう「数量ヲ指示シテ売買」とは、当事者において目的物の
実際に有する数量を確保するため、その一定の面積、容積、重量、員数又
は尺度あることを売主が契約において表示し、かつ、この数量を基礎と
して代金額が定められた売買を指称するものである。ところで、土地の
売買において目的物を特定表示するのに、登記簿に記載してある字地番
地目及び坪数をもってすることが通例であるが、登記簿記載の坪数は必
ずしも実測の坪数と一致するものではないから、売買契約において目的
たる土地を登記簿記載の坪数をもって表示したとしても、これをもって
直ちに売主がその坪数のあることを表示したものとすべきではない。

(最判昭43・8・20判時531・27)

○いわゆる数量指示売買とは、当事者において目的物の実際に有する数量
を確保するため、その一定の面積、容積、重量、員数又は尺度があるこ
とを売主が契約において表示し、かつ、この数量を基礎として代金額が
定められた売買をいう。

前記事実関係によれば、上告人と被上告人らは、本件売買契約の代金
額を坪単価に面積を乗じる方法により算定することを前提にして、その
坪単価について折衝し、代金額の合意に至ったというのである。そして、
本件土地は、市街化区域内にあり、小規模住宅用の敷地として売買され
たものであって、面積は50坪余りにすぎないというのであるから、山林
や原野など広大な土地の売買の場合とは異なり、このような零細宅地の